

## 資料編

## 資料 1 入札公告・入札説明書等記載例

- ・一般競争入札方式の場合 : 入札公告及び入札説明書
- ・工事希望型競争入札方式の場合 : 送付資料

### (記載例)

(○) 本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成 25 年 2 月 28 日付け国地契第 73 号、国官技第 245 号、国北予第 46-2 号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」に基づき行うものとする。

## 資料2 特記仕様書記載例

(記載例)

### 第〇〇条 施工者と契約した第三者による品質証明の試行

#### 1. 試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」(平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46-2号)別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」(以下「要領」という。)及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」という。)(国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照)に基づき実施するものとする。

#### 2. 品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

(品質証明者を、発注者が示した者の中から施工者が選定する場合)

#### 3. 品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

##### ①組織においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係(2次以下も含む。)にある者

##### ②個人においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係(2次以下も含む。)にある者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

##### ③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けている期間中である者

##### ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

##### ⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人（品質証明者を施工者が選定し、発注者の確認を得る場合）

### 3. 品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者を品質証明者として選定し、品質証明者と契約する前にガイドラインに基づき監督職員の確認を得なければならない。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

(3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

### 4. 品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

①要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施

②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等

③品質証明の期間

④契約金額

5. 品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面を監督職員に提出しなければならない。

6. 品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

7. 契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

8. 品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

9. アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

10. 実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

11. 品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

12. 品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は〇〇日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

## 資料3 施工者が品質証明者に求める業務内容

### 品質証明業務

品質証明者は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46-2号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照）に基づき、本件工事について下記の品質証明業務を行う。

- ①品質証明者は、工事実施状況、出来形及び品質を臨場により確認し、ガイドラインの様式2 品質証明チェックシート（以下「品質証明チェックシート」という。）に記録する。
- ②品質証明者は、品質証明チェックシート等にとりまとめた品質証明結果を一定期間ごとに本件工事の発注者（監督職員）及び施工者に提出する。
- ③品質証明者は、契約図書と相違する施工状況等を発見した場合は、速やかに、本件工事の発注者（監督職員）及び施工者にその確認内容を提出する。

なお、品質証明者は、品質証明業務を行うに当たっては、公正かつ中立に実施するものとする。

### 品質証明の範囲

※品質証明の範囲（品質証明を実施すべき工種）については、個々の工事ごとに規定すること。

例）盛土工、築堤工、法面工、橋台工、舗装工、護岸工、…

### 品質証明の頻度

品質証明者による品質証明の頻度を次のとおりとする。

#### （1）工事実施状況

該当する施工が行われている場合は毎日確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合は、2回/週確認。

#### （2）品質

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（平成23年3月改定）と同じ頻度で確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合、下記の試験は2回/週確認。

- ・現場溶接の浸透探傷試験
- ・路床安定処理工の現場密度試験

- ・吹付工の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・連続した盛土での現場密度試験
- ・覆工コンクリート（N A T M）のスランプ試験、単位水量試験、空気量試験
- ・吹付けコンクリート（N A T M）の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・ロックボルト（N A T M）のモルタルフロー試験

（3）出来形

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」と同じ頻度で確認。